

---

# 新型コロナウイルス感染症に備えた避難所運営の手引き

---

令和2年6月 青森県

## はじめに

新型コロナウイルス感染症が流行している中で災害が発生した場合、避難所という密閉・密集・密接の条件を満たす可能性のある空間の中で被災者や避難所運営スタッフの感染を防止するため、感染拡大防止策を徹底することが極めて重要となっています。

本手引きは、市町村の避難所運営者向けに、感染症が収束しない中で避難所を運営する際に必要となる対策を、避難所開設前、避難所開設時及び避難所運営時の3つの段階に分けてまとめたものです。



長期化する避難生活でのストレスや衛生状態の悪化は、避難者の体力・抵抗力の低下を招きます。そのため避難所では感染症が発生しやすく、集団で生活をしているために発生した感染症が拡がりやすい環境にあります。

昨年の令和元年東日本台風による災害をはじめとして、全国各地で災害が発生し、多数の人的被害及び住家被害が発生しています。

本手引きを積極的に活用し、住民に対しても必要事項について事前に周知・啓発の上、危険性を下げる取り組みを速やかに行ってください。



新型コロナウイルス感染症への対策として、クラスター（集団）の発生を防止することが重要です。

3つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。

出典：首相官邸HPより

# I 基本的な考え方

## 1 事前に決めておくこと

感染拡大防止の観点から、通常の避難所においては、新型コロナウイルス感染者を受け入れることは困難です（感染症指定病院への入院・搬送が前提）。

濃厚接触者や感染の疑いがある者（疑似症患者）の方々については、保健所の指示に従い自宅で健康観察を行うことが基本となりますが、非常時には避難者として受け入れざるを得ない場合もあります。このため、必要な物資や住民への周知などの準備、災害発生時の避難所の開設・運営時の対応を事前に決めておく必要があります。

また、避難中においても、感染が疑われる事例が発生した場合には、速やかな隔離、関係機関への連絡など必要な対応を行い、感染の疑いがある者と他の避難者が接触しない環境を作りましょう。

### 【事前に決めておく対応の例】

区分	対応
濃厚接触者 感染の疑いがある者 (※発熱、風邪のような症状、倦怠感等がある者)	1. 隔離対応 (1) 私有車で移動してきた場合 ⇒個別に区画されたスペース等に隔離 または 私有車で待機 ※濃厚接触者の専用避難所として宿泊施設を確保することも検討 (2) 徒歩で移動してきた場合 ⇒個別に区画されたスペース等に隔離 2. 各保健所に連絡・相談し、その指示に従う
上記以外 (一般避難者)	避難者間の距離を確保 体調が悪化した場合は改めて検温・問診

### 【留意事項】

- ※検温・問診を行い、上記の区分に沿って対応を分ける
- ※隔離の際は専用スペースから入口、トイレまでの専用の動線を確保すること
- ※濃厚接触者と感染の疑いがある者が同時にきたときは、場所を共有させないこと
- ※トイレは使用後に、濃厚接触者または感染の疑いがある者本人が消毒すること

## II 避難所開設前

通常の避難所開設の準備に加え、感染対策に必要な準備を以下のとおり実施しましょう。

### 1 避難所の確保

新型コロナウイルス感染症が収束しない中においては、ソーシャルディスタンシング確保の観点から避難者同士が適切な間隔を保つ必要があり、指定避難所の収容人員が想定よりも少なくなる可能性がある。

#### (1) 指定避難所以外の施設を分散避難の候補地として確保

発生するおそれがある災害や指定避難所の収容人員を勘案し、指定避難所以外の避難所（以下、サブ避難所）の必要性を検討する。

※ 指定避難所での十分なスペースの確保や、体育館等が避難所となる学校施設では「空き教室」の活用等も検討する。

サブ避難所の開設が必要な場合は、地域の実情を踏まえ、可能な限り多くのサブ避難所の選定・確保を検討する。

サブ避難所を選定・確保する場合は、地域住民の生活圏（小学校区等）を考慮して検討する。

検討にあたっては、施設管理者のほか、地域の自主防災組織や町内会等と連携し必要な協議（開設基準、運用体制等）を行う。

#### (2) 私有車での避難に備え、指定緊急避難場所の活用や大きな駐車場を持つ施設を確保

風水害：浸水想定区域外にある施設及び土砂災害警戒区域外にある施設

地震：平地にある比較的頑丈な施設

津波：高台にある施設を想定

#### (3) 避難所としてホテル・旅館等の活用を検討

### 2 住民への周知

#### (1) 感染リスクを避けるための避難方法を準備するよう啓発

まずは、別紙1「知っておくべき5つのポイント」等を参考に、避難の必要性の検討及び避難が必要な場合はどのような避難が望ましいかをあらかじめ考えておくよう住民に周知・啓発する。避難方法別の周知・啓発のポイントを以下に例示する。

例：在宅避難の場合

- ① 自宅周辺のハザードマップ、洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の確認
- ② 停電等に備えた物資購入（マスク、食料、水、簡易トイレ、ブルーシート等）
- ③ 浸水被害に備え2階以上に待機 または 知人・親戚宅への避難を検討 等

例：車避難の場合

- ① 車利用を含めた避難ルート、避難場所の事前確認
- ② 車避難に備えた車中泊準備（車中泊グッズ、エコノミークラス症候群・熱中症対策等）
- ③ いざというときガソリンが不足しないよう、こまめに給油 等

【参考】

別紙1 「知っておくべき5つのポイント」 (適切な避難行動)

別紙2 避難計画フロー

別紙3 非常用持ち出し品チェックリスト (一般向け)



(2) 新しい避難所の情報発信

指定避難所以外の場所を避難場所として活用する場合、ホームページやエリアメール等で事前に情報発信

### 3 感染症対策に必要な物資の準備

・ 予防、健康管理

マスク、非接触式体温計、擦式消毒用アルコール製剤、間仕切り、段ボールベッド、扇風機

・ 消毒

石けん (※液体)、ウェットティッシュ、ペーパータオル、消毒液

・ スタッフ用个人防护具

マスク、ゴム手袋 (使い捨て)、ガウン (撥水性のあるもの)、ゴーグル、フェイスシールド、マスキングテープ

【参考】

別紙4 感染予防備蓄物資チェックリスト (避難所開設者向け)

【ポイント】

※ウイルスや細菌の増殖を防ぐため、石けんは固形よりも液体が適当。ただし、液体でも継ぎ足しは不可。

※ガウンの手首部分などが開く場合は、マスキングテープで留める

※スタッフ用个人防护具の正しい着脱方法を確認しておく

### 4 避難所レイアウトの準備

(1) 検温・問診場所の準備

・ 避難者用居住スペースの外に検温・問診場所を設定

※動線を入り口から完全に分けられる場所に設定

・ 新型コロナウイルスに対応する問診票を用意



【参考】

別紙5 問診票

別紙6 問診票に基づく対応

別紙7 避難所レイアウト例

(2) スペースの確保

① 一般避難者

床に養生テープ等で、1人当たり4㎡以上のスペース、通路幅2mを確保

※日常の利用に差し支えなければ、テープを貼った状態にする

## ②濃厚接触者・感染の疑いがある者

- ・万が一に備え、避難所に専用スペース、動線を確保できるかどうか事前に確認（他の避難者と一切交わらないことが望ましい）

【2棟以上の建物がある場合・別室が確保できる場合】

⇒濃厚接触者や感染の疑いがある者のみを収容する建物・個室を決定

【1棟だけの場合】

⇒建物に複数の入口がある場合、通常の避難者とは別に専用の入口を設定

※入口が一つの場合は、間仕切りによる動線の分離も検討

- ・入口から専用スペース、トイレに至るまでの動線を想定し、間仕切り等で分離できるか確認

※間仕切りは床から天井をカバーすることが望ましい

- ・可能な限り個室、専用トイレを用意
- ・トイレは使用者ごとに番号を振り、それ以外は使用しないのが望ましい
- ・個室がない場合や1部屋に複数人収容する場合は、間仕切りで分離
- ・専用のゴミ箱を設置（可能な限りフタ付きのもの、足踏み式のを準備）

【参考】

別紙7 避難所レイアウト例

## (3) 避難住民向け案内表示の準備

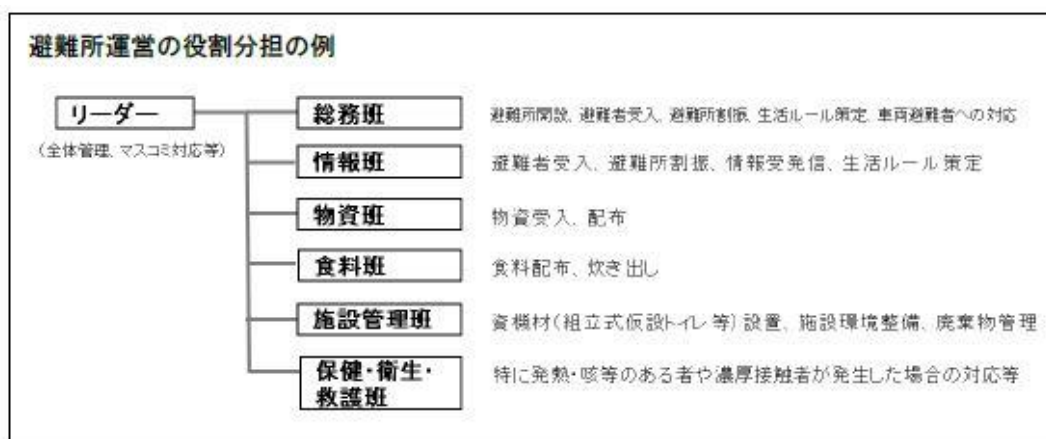
- ・咳エチケット、就寝時も含めたマスク着用、3つの密回避やスタッフに申し出るべき症状をまとめた案内表示をあらかじめ設置

【参考】

別紙8（案内表示用）体調不良時の申し出

※咳エチケットの徹底や3つの密の回避等については、首相官邸HPで公開しているチラシも活用する

## (4) 避難所運営の役割分担の例



出典：内閣府「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン」  
(第一版、令和2年6月8日)

## 5 避難所運営訓練の実施

---

可能な範囲で、関係者間において訓練や演習を実施し、事前に避難所運営の課題を検証しておくことが望ましい。

- ・レイアウト作成、確認（隔離、避難者間の距離確保、間仕切り設置場所等）
- ・必要な連絡先（非常時にアドバイスや協力をもらえる周辺の医療機関、各保健所、県及び市町村対策本部等）の確認

**【参考】**

内閣府「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン」  
（第一版、令和2年6月8日）



## Ⅲ 避難所開設時

避難所開設当初における応急対応について、以下のとおり実施しましょう。

### 1 設営

事前に準備できない場合は、あらかじめ作成したレイアウトに基づき設営

- ・避難者用居住スペースの外に検温・問診場所を設置
- ・濃厚接触者、感染の疑いがある者に備え、専用スペースの準備
- ・消毒液、配布用マスクの配置、間仕切り等設置
- ・居住スペースの区画（養生テープ貼り付け、間仕切り等設置）
- ・屋外の駐車スペースの区割り（車中泊者への対応）
- ・土足での入場を禁止する（貼紙）

### 2 避難者の受入

#### (1) 検温・問診

- ・受付前に、避難者全員に検温・問診を実施（別紙5 問診票）
- ・問診結果に基づき、隔離等の対応実施（別紙6 問診票に基づく対応）



#### (2) 濃厚接触者、感染の疑いがある者の隔離

一時的に避難所内の専用スペース（※）へ隔離し、各保健所に連絡・相談

#### (3) 受付

- ・濃厚接触者、感染の疑いがある者以外を避難者用居住スペースの一角で受付

#### 【ポイント】

※専用スペース：個室等（個室等が確保できない場合は本人の私有車）

※入口から専用スペース、トイレに至るまで専用の動線を確保

※別紙9「避難所内での留意事項について」を手渡す

#### 【参考】

別紙7 避難所レイアウト例

### 3 避難者の健康管理

#### (1) 衛生管理

- ・手洗い、消毒、咳エチケット、3つの密の回避の徹底を避難者に要請
- ・換気の徹底、居住区域、トイレの清掃・消毒

#### (2) 3つの密回避

- ・避難者間の距離の確保（2m以上）

#### (3) 入所後のケア

- ・体調悪化した避難者については、改めて問診・検温
- ・要配慮者については、必要に応じて福祉避難所等へ搬送  
※要配慮者：高齢者、乳幼児、妊婦等（外国人は多言語支援センターが対応）
- ・車中泊による避難者については、エコノミークラス症候群及び熱中症等の予防策の実施を促す（定期的なストレッチ運動、水分の補給等）



(4) 発熱、咳等の症状が出ている者のケア

- ・各保健所に連絡・相談し、その指示に従う
- ・発熱者等で同じ兆候・症状のある者を同室にしないよう努める。やむを得ず同室にする場合は、パーテーション、ビニールシート及び段ボール等で区切るなど工夫する
- ・発熱者等を担当するスタッフは、手袋・ガウン等の防護具を着用する
- ・発熱者等の専用スペースやトイレは、一般の避難者とはゾーン、動線を分ける

#### 4 避難者情報の管理

---

感染者が発生した場合に備え、避難者の情報を管理する。個人情報管理方法を事前に定めておく。

- ・受付時に避難者の氏名、年齢、性別、連絡先を記録
- ・車中泊の避難者の車両ナンバー等を把握
- ・感染の追跡調査に備えて保管し、求めがあれば各保健所に情報提供
- ・要配慮者については、避難行動要支援者名簿の活用も検討

## IV 避難所運営時

新たな感染者の発生に備え、避難者及び運営スタッフの健康管理、施設の衛生管理を徹底しましょう。

### 1 健康確認

- (1) 避難者等の体調確認
  - ・避難中も定期的に検温・問診を実施（車中泊・テント泊等による避難者を含む）
  - ・運営スタッフの健康管理についても、事前に各自の健康状態（発熱、咳等）を確認し、症状がある場合は従事させないなどの適切な対応を実施
- (2) 緊急時対応（感染の疑いがある者の隔離等） ※Ⅲ-3-（4）も参照  
避難中に感染の疑いがある者が出た場合は、以下の手順で対応
  - ①各保健所に連絡・相談し、その指示に従う
  - ②個別に区画された専用スペース等に隔離（スペース等が確保できない場合は私有車で待機）
  - ③隔離に際しては、入口から専用スペース、トイレに至るまで専用の動線を確保
  - ④医療機関等へ搬送（搬送方法を事前に検討）

### 2 衛生管理

- (1) 換気の徹底
  - ・窓開け、扇風機の使用等による換気を定期的を実施
- (2) 生活区域の清掃
  - ・清掃の際には、消毒液を使用
  - ・ゴミ袋は2枚重ねで使用し、しっかりと口を閉じて廃棄
- (3) 施設の消毒
  - ・感染の疑いがある者が使用した箇所について消毒実施
  - ・消毒の際には、個人防護具を着用のうえ、消毒液（※）を使用  
※エタノール、次亜塩素酸ナトリウム（使用に際しては、感染管理認定看護師に意見を仰ぐことが望ましい）
- (4) 食事時間等の管理
  - ・密集・密接を避けるため、避難者ごとに食事の時間をずらす
  - ・食事の際には、できるだけ会話を控えるよう周知
- (5) 避難者個々の感染対策
  - ・マスクの着用、咳エチケット、手洗い（水が入手できない場合は、擦式消毒用アルコール製剤を用いる）



### 3 収束後の原状回復

- ・保健所や施設管理者の指示に基づき、施設内の清掃・消毒を行う
- ・清掃の際は個人防護具を着用のうえ、消毒液を使用

### 4 在宅避難者等への支援

- ・救護所設置や食糧供給等の生活情報を広報
  - ・在宅避難や車中泊による避難を行っている住民に対し、要請があれば食糧供給等の支援を実施
- ※濃厚接触者や感染の疑いがある者から要請があった場合は保健所に連絡・相談